

産業廃棄物の処理委託基準 ~再生利用認定制度とは~

前回は、産廃処理業者を選定する際の選択肢として、広域認定制度について解説いたしました。
今回は、広域認定制度と同じく大臣認定である再生利用認定制度についてご紹介いたします。

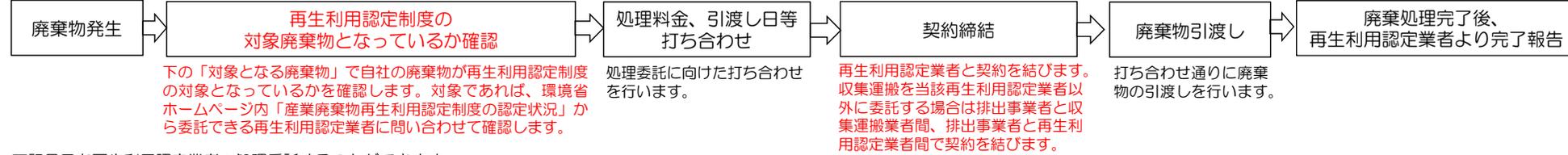
再生利用認定制度ってどんな制度？

制度の概要

廃棄物の減量化を推進するために、生活環境の保全上支障が無い等の一定の要件を満たす再生利用をする者に対して、環境大臣が再生利用認定業者として認定する制度です。大きな特徴は、廃棄物処理を引き受ける側については産業廃棄物処理業の許可及び廃棄物処理施設設置の許可が不要という規制緩和措置が講じられているという点、廃棄物処理を委託する側についてはマニフェスト発行義務が免除されるという点です。実際は、セメントメーカーや鉄鋼メーカー等の製造業者がその製造をする過程で原料として特定の廃棄物を使用し、再生を行うという運用方法が多く取られています。

再生利用認定業者へ処理委託する流れ

下記のように基本的には通常の産廃処理委託と同様ですが、赤字部分が大きく異なります。



対象となる廃棄物

下記品目を再生利用認定業者へ処理委託することができます。

廃ゴム製品

①ゴムと鉄を原材料として製造された加工品
例) ゴムクローラ

②廃ゴムタイヤ



廃プラスチック類

※混合廃棄物等、他の物質が付着している状態では引取は厳しい



※排出場所が限定されているもの

廃肉骨粉

※製場から排出されるものに限る

金属を含む廃棄物

※現在認定を取っている業者は、製鉄所から出た製鉄ガスを対象としています

左記の他にも、「廃木材」、「建設汚泥」、「シリコン含有汚泥」も再生利用認定制度の対象廃棄物となっていますが、2015年6月現在、その廃棄物について認定を取得している業者がないので、事実上処理委託することができません。

再生利用認定業者に委託するメリット

①CSR活動に繋がる

環境負荷の低い方法で再生できる

再生利用認定業者は、受け入れる廃棄物を再生品の原料として使用することが認定を受ける基準とされています。燃料として使用することは目的とされていないため、より環境負荷の低い方法による再生が期待されます。



燃料ではなく・・・



原料として再生・・・

※ただ単に燃料として燃やす方法ではなく、原料として再生する方がより環境負荷を低くすることができます

②手間が省ける

排出事業者によるマニフェスト発行が不要

通常、産廃処理委託をする際、排出事業者はマニフェストを発行しなければなりません。再生利用認定業者に委託する場合はマニフェスト発行義務が免除されます。(廃棄物処理法施行規則第8条の19)
ただし、金属を含む廃棄物についてはマニフェスト発行義務が残ります。
(金属を含む廃棄物は他の対象廃棄物と比べ、再生工程後に相当量の残さが発生する可能性が高く、排出事業者はその最終処分まで責任を全うする必要があるため)

また、金属を含む廃棄物以外については毎年の管理票交付等状況報告書の提出も基本的には不要とされます。
※行政によっては報告書提出を求めてくる場所もあるので、管轄自治体にお問い合わせください。
報告書提出が必要な場合は、委託量等を帳簿をつけるなどしなければなりませんのでお気を付けてください。

【質問コーナー】 再生事業者登録制度とは違うの？

Q 再生利用認定制度と再生事業者登録制度は名称が似ていますが、内容は違うのでしょうか。

A 再生事業者登録制度とは、資源の有効活用促進のための優良な再生事業者育成を目的に制定されたものです。再生利用認定制度と大きく違うのは、下記の2点です。

①登録業者は登録が認められても産業廃棄物処理業許可は必要という点
再生事業者登録制度は、あくまでも都道府県知事による「登録」なので産業廃棄物を処理する際は処理業許可が必要となります。再生事業者として都道府県に登録されると、各都道府県が作成している名簿に名称が載り（「〇〇（行政名） 再生事業者登録」で検索すると見ることができます）、行政からの協力依頼には基本的には応じることとなります。言い換えると、一定の基準を満たした再生事業者には「再生事業者登録」という名称を使えるようにし、優良な再生事業者を増やしているというものです。

②対象となる廃棄物
再生事業者登録制度の対象となる廃棄物は具体的には決まっていますが、実際の運用上は「古紙、古繊維、金属くず、空き瓶」の4品目が主流となっています。

ちなみに当社も大阪府から金属くずで再生事業者の登録を受けています。登録を受けても産業廃棄物処理業の許可は必要のになぜ登録を受けるのか・・・その理由の1つは、環境リノベーション企業として、登録を受けていることで産業廃棄物「処理」ではなく、できるだけ「再生」しようという気持ちの表れです。金属くずの再生につきましては、ぜひ当社にご相談ください。

再生利用認定制度・再生事業者登録制度 比較対照表

	処理業許可	マニフェスト	処理委託契約	対象廃棄物
再生利用認定制度	不要	不要 (金属を含む廃棄物については必要)	必要	<ul style="list-style-type: none"> 廃ゴム製品 廃プラスチック類 廃肉骨粉 金属を含む廃棄物 廃木材 建設汚泥 シリコン含有汚泥
再生事業者登録制度	必要※	必要※	必要	<ul style="list-style-type: none"> 古紙 古繊維 金属くず 空き瓶 その他再生できる廃棄物

※再生事業者登録制度の場合、原則処理業許可とマニフェストは必要ですが、古紙、古繊維、金属くず、空き瓶を扱う場合はこの限りではありません。

NEXT 次回は、「産業廃棄物の処理委託基準～無害化認定制度とは～」について解説致します

※本記事の内容は弊社独自の見解を含んでいます。実務に関しては管轄の自治体にご確認ください。